

# 屋外広告物 許可基準

高速道路の両側100m以内の区域

高速道路の両側500m以内の区域

「幹線指定」以外の都市計画区域内

		禁止地域	幹線指定地域	生活系地域
		自家用広告物に限る		
屋上広告物	高さ	5m以下 又は 当該建築物の高さの1/3以下		
	面積	50㎡以下 2/10以下	又は 建築物の総壁面積の 3/10以下	4/10以下
	その他	建築物の壁面から突き出さないこと		
壁面・突出	面積	50㎡以下 2/10以下	又は 建築物の総壁面積の 3/10以下	4/10以下
	その他	壁面広告物：壁面の上端及び側端から突き出さないこと 突出広告物：建築物の上端から突き出さないこと		
敷地内	高さ	7m以下	10m以下	12m以下
	面積	30㎡以下	30㎡以下	40㎡以下
野立	高さ	禁止	禁止	10m以下
	面積	禁止	禁止	30㎡以下
総量規制 (建物利用)		50㎡以下 2/10以下	又は 建築物の総壁面積の 3/10以下	4/10以下